

「3密を避けた市内飲食店利用推進事業」募集要項【参加規約】

「3密を避けた市内飲食店利用推進事業」

事業の目的

新型コロナウイルス感染症により多大な影響を受けている市内飲食店（ホテル等を含む）の3密を避けるための取組みと消費者の市内飲食店の利用推進を両立させるための支援を行い、地域経済の活性化を図る。

事業概要

3密を避けた取組かつ宴席定員の半数以下等の新型コロナウイルス感染症対策を実施する市内飲食店の利用を推進するため、1万円以上の飲食を伴う5名以上の団体利用客に対し、割引を行った飲食店を対象に助成を行う。

- ・ 5名以上 20名未満の団体利用の場合 助成率 10% 1団体につき上限1万円
- ・ 20名以上の団体利用の場合 助成率 20% 1団体につき上限5万円

実施期間

令和2年8月1日から令和2年10月31日まで

「3密を避けた市内飲食店利用推進事業」に参加を希望する店舗及び事業所は、下記事項を遵守すること。

1. 参加店舗の条件

- (1) 市内に店舗を有すること。
- (2) 事業に参加できる店舗は、下記の要件を全て満たすものとする。
 - ①食品衛生法第52条の規定により「飲食店」または「喫茶店」の営業許可を受けていること。※カラオケ、スナック、クラブなど3密を避けられない店舗は除く。
 - ②年間を通じて、常設の店舗内で飲食スペースを有して営業を行っていること。
※持ち帰り専門店、イートイン（飲食店で買った食料品をその店内で食べること）のスペースを設けているスーパー・コンビニ等は除く（フードコートは可）
- (3) 滋賀県の「コロナ対策実施店舗宣言」の基準を満たし、宣言を掲示すること。
- (4) 滋賀県の感染拡大防止システム「もしサポ滋賀」の登録を行っていること。
- (5) 事業の趣旨・目的（3密を避けた取組を含め新型コロナウイルス感染症対策について万全を期し、利用者に安心感を与えとともに、店舗独自のサービスの提供等で営業努力を行い、新たな顧客誘客に繋げる）を理解すること。
- (6) 反社会的勢力に該当しないこと
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」に該当しないこと。
- (8) 助成については、しっかりと利用者に対しても適切な説明に努めること。
- (9) 来店促進のため、各店舗において可能な限りSNS等による事業の周知広報に努めること。

2. 感染症拡大防止対策の実施

新型コロナウイルス感染症対策について、以下の全ての要件を実施していること。

(1) 密閉空間を避ける

- ①定期的に入口のドアや窓を開け、換気扇を回すなど、換気を行う。
- ②密閉した部屋は使用しない。

(2) 密集場所を避ける

人と人が対面する場所はパーテーションやビニールカーテンを設ける。または、人と人の間隔を十分に確保する。

(3) 密接場面を避ける

店内の各宴席会場の利用席数を半数にする。または、店内全体の利用席数を半分にする。

(4) その他

- ①発熱や風邪、味覚障害の症状がある方の入場制限や従業員の勤務制限。
- ②咳エチケット、こまめな手洗い、手指消毒の徹底。
- ③従業員および利用客など入退出時の手指消毒の徹底。
- ④従業員等の関係者に対するマスクの着用の徹底。
- ⑤入口及び施設内に手指消毒設備を設置。
- ⑥施設の適切な消毒や清掃。
- ⑦ユニフォームや衣服のこまめな洗濯。
- ⑧トイレにおけるハンドドライヤー、共通タオルの使用停止。
- ⑨万が一に備え、利用客の電話番号などの連絡先を把握（個人情報の取扱いに十分注意）。
- ⑩大皿での取り分けによる料理提供の自粛。
- ⑪お酌、グラスやおちょこの回し飲みを避けるよう利用客に対し注意喚起を行う。

3. 特記事項

- (1) 助成の利用の際には、助成申請書に「利用者（お客様）の署名および連絡先の記入」が必要です。連絡先および署名がないものは助成対象となりません。
- (2) 助成の利用ならびに新型コロナウイルス感染症対策等に当事業に係る不正が発覚した場合は、登録から除外するとともに、当事業の支払い済の助成金の全額の返還をいただきます。

4. 申請書類

- (1) 3密を避けた市内飲食店利用促進事業 店舗登録申込書
- (2) 新型コロナウイルス感染防止対策チェックリスト
- (3) 振込金融機関情報登録書 （※ 振り込みを希望される場合）
- (4) 営業許可書（写し）